

交通政策・物流問題調査特別委員会 調査方針（案）

1 調査目的

人口減少の進展に伴い、様々な業界で人手不足が深刻化する中、自動車運転業務の労働時間に上限規制が適用されることに伴う、いわゆる「2024年問題」が、困窮の状況に追い打ちをかけようとしている。

特に、公共交通と物流の分野においては、事業者がその影響を大きく受け、経営の維持に不安を抱えているほか、サービスの利用者にとっても、「移動の足」や「物の配送」といった日常生活に不可欠な要素への影響が懸念されており、総じて県民生活への影響は甚大と言わざるを得ない。

そこで、国や県における法制度や計画の理念なども踏まえ、県民生活に不可欠なインフラである地域公共交通と物流のシステムが、人口減少社会にあっても持続的にその機能を発揮するため、「公共交通及び物流に関する諸方策の在り方」について調査・検討を行う。

2 調査項目

- (1) 公共交通に関する諸方策の在り方
- (2) 物流に関する諸方策の在り方

3 調査期間

調査期間は、令和6年12月までの概ね8ヶ月とし、令和6年第4回定例会の会期中に調査結果の報告を行う。

交通政策・物流問題調査特別委員会 調査項目細目（案）

1 公共交通に関する諸方策の在り方

- 広域的な移動を支える公共交通の維持
 - ・持続可能な地域公共交通ネットワークの構築（鉄道・路線バスネットワークの確保等）
 - ・地域公共交通の維持に必要な支援の実施（鉄道安全輸送設備整備補助及び広域幹線バス路線の運行経費支援等） など
- 地域の実情に応じた移動手段の確保
 - ・新たなモビリティサービスの導入
 - ・デジタル技術の活用による利便性の向上（A I デマンドタクシー、自家用有償（自家用車活用）、キャッシュレス、M a a S等） など
- 公共交通における共創の推進
 - ・水郡線の利用促進をはじめとする、公共交通の利用に向けた意識醸成と利用促進
 - ・自家用車から公共交通への転換（免許返納者への支援を含む）
 - ・拠点や車両のバリアフリー化の推進 など

2 物流に関する諸方策の在り方

- 商慣行の見直し
 - ・荷待時間・荷役時間の削減
 - ・適正運賃収受・価格転嫁円滑化等の取組 など
- 荷主・消費者の行動変容
 - ・再配達削減に向けた取組
 - ・物流に係る広報の推進 など
- 物流の効率化
 - ・即効性のある設備投資の促進
 - ・物流D Xの推進
 - ・道路・港湾等の物流拠点に係る機能強化 など

**交通政策・物流問題調査特別委員会
調査活動計画（案）**

区分	時期	委員会	内 容
公共交通	5月 27日	第1回委員会	○調査方針及び調査活動計画の決定 ○広域的な移動を支える公共交通の維持 ・有識者意見聴取 ・執行部説明聴取、審議
	6月	第2回委員会 (定例会中)	○地域の実情に応じた移動手手段の確保 ・有識者意見聴取 ・執行部説明聴取、審議
	7月	第3回委員会	○公共交通における共創の推進 ・有識者意見聴取 ・執行部説明聴取、審議
物流	8月	第4回委員会	○商慣行の見直し ○荷主・消費者の行動変容 ・有識者意見聴取 ・執行部説明聴取、審議
	9月	第5回委員会 (定例会中)	○物流の効率化 ・有識者意見聴取 ・執行部説明聴取、審議
まとめ	11月	第6回委員会	○追加調査事項の審査 ○提言集約に向けての論点整理 ○調査結果報告書案の検討
	12月	第7回委員会 (定例会中)	○調査結果報告書の決定 →定例会最終日：調査結果報告

※必要に応じて県内外調査の実施も検討